

(地方公務員法の特例)

第二十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について当該各号に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

- 一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第二項後段又は第五項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。
- 二 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について一年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。
- 三 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について一年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。

【事業の名称】 地方公務員に係る臨時的任用事業

【現行制度の概要】

臨時的任用は正式任用の例外として、緊急の場合、臨時の職に関する場合等に限り、競争試験等による能力実証を経ることなく行うことができるとされており、その場合、任期は6月以内で、更新は1回のみできることとなっています（地方公務員法第22条第2項から第7項まで）。

【特例措置の内容】

構造改革特別区域（以下「特区」という。）における一定の事情にかんがみ、1年を超えた臨時的任用を行う必要性が認められる場合には、当該区域を設定した地方公共団体において、次のいずれかに該当するときに行う臨時的任用については、任期は6月以内で、採用した日から3年を超えない範囲内で更新できることとします。

- ① 既に、資格要件を必要とする職について臨時的任用を行っている場合において、

当該区域における人材の需給状況等にかんがみ、任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。

- ② 特定分野の職務に職員に従事させることにより、職員の資質の向上が図られ、もって当該区域における特定分野の人材育成に資する場合において1年を超えた臨時的任用が必要なとき。
- ③ 当該区域における住民の生活の向上等を図るため、事務事業の見直しに応じた業務量の一時的変化により生ずる職制の改廃等に対処する必要がある場合において1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき。

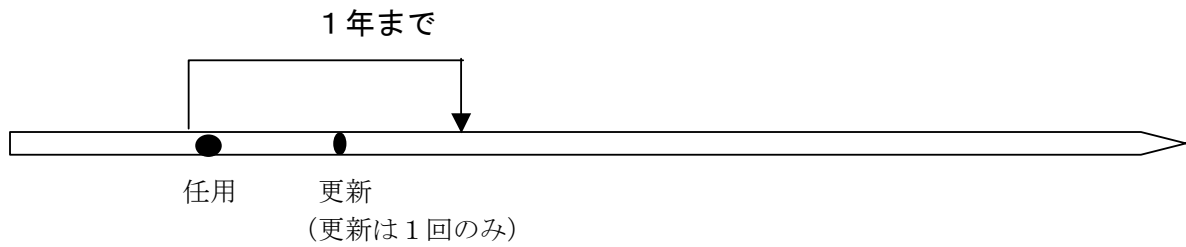
○ 現行制度との対比

	現 行	特例（一定の要件）
1回の任期	6月以内	6月以内
任用期間	1年以内（更新1回のみ）	3年以内（更新回数制限なし）

【趣旨】

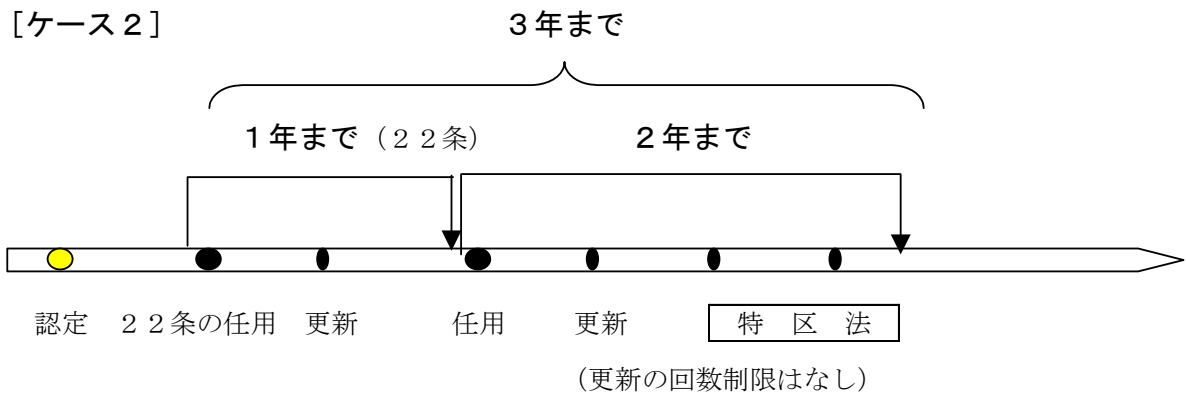
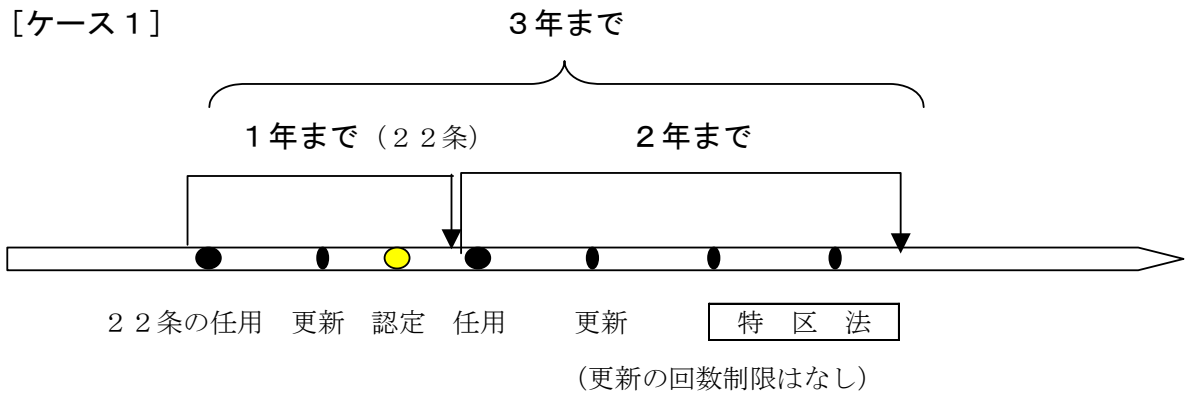
特区において、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、特例措置として、地方公務員の任用について、現行の臨時的任用の任期満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合等の一定の要件の下に、1年を超えた臨時的任用を認めるものです。

【 原 則(地方公務員法第22条第2項・第5項)】

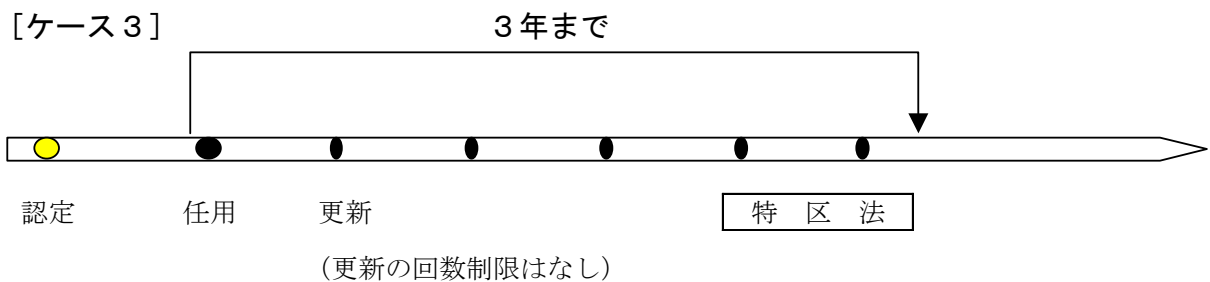


【 特 例 の イ メ ージ 】

○ 1号の場合



○ 2号、3号の場合



【説明】

1 「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。」

特区における一定の事情にかんがみ、1年を超えた臨時的任用を行う必要性が認められる場合には、当該区域を設定した地方公共団体において、第1号から第3号までに定める要件に該当するときに行う臨時的任用については、地方公務員法第22条第2項から第5項までの規定を適用しないこととするものです。

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（条件附採用及び臨時的任用）

第二十二条（略）

- 2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 3 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。
- 4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
- 5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 6・7（略）

2 「一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第二項後段又は第五項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。」

第1号要件は、特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期満了後において、必要な資格を有する後任が確保できない場合です。

例えば、保育業務等の需要が一時的に増大した場合に、保育士という専門職を必要なだけ配置しようとする、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合等が想定されます。

3 「二 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員に従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について一年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。」

第2号要件は、実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なときです。

例えば、臨床研修が義務付けられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合等が想定されます。

4 「三 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について一年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。」

第3号要件は、特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なときです。

例えば、特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合等が想定されます。

2 前項の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第二十二条第二項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第二項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、前項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

【説明】

本項は、特例措置に係る臨時的任用について、人事委員会を置く地方公共団体について定める規定であり、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、人事委員会の承認を得て、任期は6月以内で、採用した日（地方公務員法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの特例に基づき引き続き任用する場合にあっては、同項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内で更新できることとするものです。

更新後の任用期間の上限を3年としたのは、地方公共団体において、有資格者等が一定のまとまりのある業務を遂行するために必要な期間として、概ね3年まで認めれば足りると考えられるためです。

なお、第1項第1号から第3号までに掲げる基準に該当しないときは、更新することはできませんので、更新の都度要件に合致しているかについて確認する必要があります。

3 前項の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。

【説明】

資格要件とは、任用しようとする職の適格者を得るために必要に応じて、人事委員会が定めるものですが、例えば、第1項第1号における資格要件やその他任用しようとする職に必要な経験、経歴等が挙げられます。

4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

【説明】

本項は、地方公務員法第22条第4項と同様の規定を設けたものですが、この規定により、具体的には、人事委員会は人事委員会の承認を得ることなく行われた臨時的任用や人事委員会が定める資格要件に合致しない臨時的任用を取り消すことができるほか、第1項各号に定める要件に反する臨時的任用などを取り消すことができることとなります。

5 第一項の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第二十二條第五項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第五項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、第一項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

【説明】

本項は、特例措置に係る臨時的任用について、人事委員会を置かない団体について定める規定です。

なお、任用期間等の取扱いは、人事委員会を置く団体に関する規定（第2項）と同様です。

6 第一項の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、第二項又は前項の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況

の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

本項は、今般の特例により、任用期間が最大で3年まで延長されることから臨時的任用が適正に実施、運用されることを確保するために、任命権者に対し臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずることを求めるものです。

なお、「その他の必要な措置」として想定されるものの例として、以下の①～③があげられます。

① 適正な定数管理及び当該職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定の適用が除外(地方自治法第172条第3項)されているところですが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、適正な運用の確保及び住民への説明責任という見地から、対外的にも分かるような形で今般の特例に係る職員数を公表することが必要であり、定数の別途管理や臨時的任用職員の数の公表を求めるものです。

② 職員の分限に関する条例の対象としての追加

地方公務員法第22条第2項等に基づく臨時的任用職員については、同法第28条等の分限の規定は適用されませんが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、身分保障の見地から、臨時的任用をされた職員の分限について条例で定めることができるとする同法第29条の2第2項に基づき、今般の特例により臨時的任用された職員について、この分限に関する条例を定めることを求めるものです。

③ 資格要件の制定

人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は必要に応じて資格要件を定めることとしていますが、同様に、人事委員会を置かない地方公共団体においても、任用しようとする職の適格者を得るための資格要件を任命権者が定めるよう求めるものです。